

教 生 学 第 1 5 3 号
令和元年（2019年）5月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する周知
について（通知）

このことについて、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局児童生徒課、初等中等教育局健康教育・食育課及び高等教育局学生・留学生課から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

ついては、各学校において、別添2「アダルトビデオの出演強要問題・『JKビジネス』問題に関する啓発資料」を活用し、児童生徒が性的な暴力の被害に遭わないよう、注意喚起するとともに、被害を受けた場合の相談窓口の周知や相談体制の充実に努めるようお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）



事 務 連 絡
平成31年4月19日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県担当課
学校設置会社を所管する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公立大学担当課
各公立短期大学担当課
各国公立高等専門学校

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局児童生徒課
初等中等教育局健康教育・食育課
高等教育局学生・留学生課

いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」
問題等に関する周知について（依頼）

政府は、4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって対策に取り組むこととしています。

文部科学省では、いわゆるアダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題等に直面した際に学生等が相談することのできる窓口などの情報をまとめた資料を作成しております。本資料につきましては、文部科学省ホームページにも掲載しておりますので、掲示や窓口等への設置、ガイダンスや防犯指導時の配付資料等として御活用ください。

また、このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれては、所管の私立学校に対して、各国公立大学・各公立短期大学におかれては、学内及び設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して御周知くださるようお願いいたします。

なお、本件に関しまして、御不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。

(付属資料)

別添1：いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の
若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について（依頼）

別添2：アダルトビデオの出演強要問題・「JKビジネス」問題に関する啓発
資料

(文部科学省ホームページ掲載先)

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

柴田、藤井

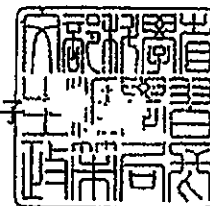
電話：03-5253-4111（内線：3073）

Mail：danjo@mext.go.jp

28文科生第929号
平成29年3月24日

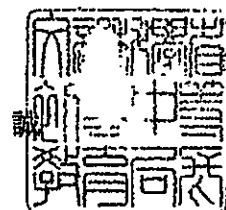
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
学校設置会社を所管する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各公私立短期大学長
各国公私立高等専門学校長

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子



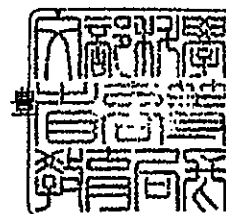
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常盤尊



(印影印刷)

いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題
等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応につ
いて（依頼）

男女共同参画の推進にあたっては、日頃より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

女性に対する暴力に関する専門調査会において、若年女性を対象とした性的な暴力についての議論が行われ、本年3月14日に若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～の報告書が公表されました。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

報告書においては、特に最近の大きな問題として「JKビジネス」とアダルトビデオへの出演強要の問題を取り上げ、これらの問題の危険性を強調して予防をはじめとした取り組みを要請しております。

4月は、新入生の入学の時期であり、新しい環境の中で10代20代の若年層が性的な暴力の被害に遭う危険性の高いと考えられる時期です。この時期をとらえて、特に新入生に対して性的な暴力の被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起を行うなど必要な指導を行うようお願いいたします。

あわせて、警察や法テラスをはじめとした関係機関の相談窓口を周知することを含め、学校の相談窓口等における性的な被害に関係する相談への対応を充実するとともに、被害の未然防止及び被害を受けてしまった場合の回復のための取り組みを進めていただきたく、お願いいたします。

また、このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては、所管の私立学校に対して、各国公私立大学長・各公私立短期大学長におかれては、学内及び設置する付属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して御周知くださるようお願いいたします。

(付属資料)

別添1. 若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」
及びアダルトビデオ出演強要の問題について～
(平成29年3月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調
査会)

(担当)

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
市川、福島

電話：03-5253-4111（内線：3268）

Mail：danjo@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
竹田、舩金

電話：03-5253-4111（内線：2905）

Mail：s-sidou2@mext.go.jp

文部科学省高等教育局学生・留学生課
庄司、伴

電話：03-5253-4111（内線：2519）

Mail：gakushi@mext.go.jp

「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」 ～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～

(平成29年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

背景

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題などが発生

⇒ 若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況

政府の対応

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(平成28年5月男女共同参画会議決定)

○女性活躍加速のための重点方針2016 (平成28年5月すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

⇒ 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に
取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

女性に対する暴力に関する専門調査会における検討状況

○平成28年6月以降、計4回、民間団体、有識者、地方公共団体、関係省庁からヒアリングを実施。

【民間団体】 一般社団法人Colabo、特定非営利活動法人Bondプロジェクト、認定非営利活動法人ヒューマンライ
ツ・ナウ(HRN)、ポルノ被害と性暴力を考える会、NPO法人人身取引サポーターセンター、ライトハウス、
一般社団法人セーフティーインターネット協会

【有識者】 青山薫 神戸大学大学院国際文化学研究所教授(社会学)、矢野恵美 琉球大学大学院法務研究科
教授(刑事法)、小西聖子 武蔵野大学人間科学部長(心理学・精神医学)

【地方公共団体】 愛知県 【関係省庁】 警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

<開催日程> 第82回(平成28年6月30日)、第83回(平成28年9月12日)、第84回(平成28年11月15日)、
第85回(平成28年12月13日)

○第86回会議(平成29年2月8日開催)で報告書案について検討⇒平成29年3月14日取りまとめ・公表

I 「JKビジネス」の状況

「JKビジネス」とは

- 女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- ② 重大な性被害等につながる。
- ③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- ④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

「JKビジネス」の被害状況等

《被害事例》

- 強制わいせつ(刑法)
- 児童買春(児童買春・児童ポルノ法)
- 反倫理的性交(東京都青少年健全育成条例)
- つきまとい(ストーカー規制法) 等

《営業者の検挙状況》

- 労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)
- 風俗営業適正化法違反(年少者に関する禁止行為)
- 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為) 等

《相談事例》

- 性被害に遭った。
- 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- 辞めたいのに辞められない。
- 客に何度もつきまとわれた。 等

「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

《被害者が抱える困難》

- 様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。
- ① 家庭に「居場所」がない。
- ② 学校に「居場所」がない。
- ③ 経済的困難を抱えている場合がある。
- ④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくない。

《被害者を取り巻く環境》

- 気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘
- ① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ
- ② 求人サイト等を通じた勧誘
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 友人からの勧誘

《被害者の傾向》

- 危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。
- ① 危険性についての認識が低い。
- ② 自分の大切さを認識していない。
- ③ 公的支援等に結び付きにくい。
- ④ 居場所等を提供されて、依存していく。

Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況

アダルトビデオへの出演強要の問題

- 若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かって断ろうとしても、高額な違約金、親等にはばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例 (H28.3 HRN報告書)

被害状況

《警察への相談件数》

平成26年から同28年までに、25件

《検挙事例》

労働者派遣法違反(有害業務派遣等) 等

《民間団体への相談事例》

- 出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
- 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
- 違約金を請求されて困っている。

アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

- スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。
- 契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。
- 断ろうとしても、長時間説得され、高額の違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。
- 1度出演すると、更に断れなくなる。
- 映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。

アダルトビデオへの出演強要の危険性

- 衆人環視のもとで性行為を強要される。
- 身体的、精神的な被害を受ける。
- 1度出演すると、抜け出すことが困難となる。
- 映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。
- 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。
- 知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいつづらくなる。

アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況

- ① 若年層の女性が多い。(18歳～20歳代前半に集中)
・社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。

- ② 被害が顕在化しにくい。

ア 人に話せず、孤立しやすい。

- ・ 恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。

- ・ 被害を忘れるため、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化する。
- イ 事業者が孤立させられる。
- ・ 親や家族から引き離し、孤立化させる。
- ウ 公的支援等に結び付きにくい。
- ・ 相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。

Ⅲ 国民や若年層の意識

若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のための インターネット調査（平成29年2月内閣府男女共同参画局）

■時期・対象：平成28年12月、15歳（中学生除く）～39歳の女性（調査会社のモニタ会員。事前調査n=20,000、本調査n=2,575）

《問題の認知状況》

- モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影に応じるよう求められる問題があることに気づいて聞いたことがあるのは40.2%（n=20,000）。

《勧誘等の状況契約の状況》

- モデル・アイドル等の勧誘を友人・知人から受けた場合、「詳細情報を確認した」人、「個人情報伝えた」人が多かった。
- モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに契約（書類へのサイン・口頭での約束等）した人は約1割（n=2,575、197人）。
- 契約した時の年齢は、10代～20代前半が多かった。

《同意していない性的な行為等の撮影》

- 契約後、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験がある人は26.9%（n=197、53人）。このうち、求められた行為を行った人は32.1%（n=53、17人）。

《相談状況》

- 性的な行為等の撮影を求められたことを相談した人は34.3%（n=105、36人）。相談先は、「友人・知人」(50.0%)、「家族・親族」(25.0%)、「交際相手」(16.7%)の順に多い。「学校の教員・スクールカウンセラー」(8.3%)、「公的相談機関」(8.3%)、「警察」(5.6%)、「民間の相談機関」(2.8%)は、いずれも1割以下。
- 相談しなかった理由（n=69人）は、「相談するのが恥ずかしかった」(39.1%)、「家族、友人・知人等に知られたくなかった」(21.7%)、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいい」と思ったから」(20.3%)、「自分にも悪いところがあると思っただから」(18.8%)。

男女共同参画社会に関する世論調査 （平成28年10月内閣府大臣官房広報室）

■時期・対象：平成28年9月、全国の18歳以上の男女（n=3,059）

○ 「JKビジネス」の問題の原因

- ・ 保護者、家庭の問題（21.2%）
- ・ 「大人の問題」(20.7%)、「社会風潮の問題」(18.9%)
- 「JKビジネス」による被害防止のために必要なこと。
 - ・ 保護者や学校が、子供に対し教育を行うこと(62.6%)
 - ・ 困った時に相談できる窓口を設けること(54.8%)
 - ・ 取締りや規制を強化すること(52.6%)

いわゆる「JKビジネス」における犯罪防止対策の在り方に関する報告書（平成28年5月いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する懇談会（警視庁））

■調査時期・対象：平成28年3月、都内の女子高校生等（n=515）

- 「JKビジネス」で働くことについて、どう思うか。
 - ・ お金に困ってのことだからしょうがない(23%)
 - ・ 自分の今や将来を考えたらしてはいけない仕事(59.4%)
 - ・ こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗の世界にながってゆくかもしれない(56.3%)、危険ドラッグなどの世界にながってゆくかもしれない(47.8%)

■対象：警視庁において、各種法令で摘発した「JKビジネス」の店舗で働いていた女子高校生等（n=78）

- 働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多い。働き続けた理由は「お金が欲しかった」が多い。
- お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」、「インターネット」が大半。
- 「JKビジネス」で働いていることを、学校や保護者のほとんどが認知していない。

IV 取組状況

行政機関

- ① 法令に基づく厳正な取締り等の推進【警察庁】
 - 法令に基づく厳正な取締り、補導活動等の推進
 - 相談への適切な対応の推進
 - 地方公共団体における取組(条例の整備等)
- ② 教育・啓発【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省等】
 - 児童、生徒に対する教育・啓発
 - 若年層の女性に対する教育・啓発
 - 家庭、保護者等に対する教育・啓発
 - 社会全体に対する啓発
 - 相談員、支援者に対する研修、教育・啓発
- ③ 相談体制【内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
 - 学校、関係機関の各相談窓口による対応
- ④ 保護・自立支援【厚生労働省】
 - 児童相談所への通告、婦人相談所への相談
 - 児童相談所による保護等
 - 婦人相談所等による保護、自立支援
- ⑤ インターネット上の違法・有害情報・人権侵害情報の削除等に関する取組【警察庁、総務省、法務省】
 - インターネット上の違法・有害情報の通報の受付、制度的な環境整備、民間事業者による適正な対応の推進、人権侵害事件に対する取組

民間団体

- 若年層の女性に対する支援
 - ・ 夜間巡回、相談事業、同行支援等、被害者に対する支援
 - ・ 啓発活動、情報発信等
- インターネット上の違法・有害情報の削除の支援

業界団体・関係者団体

- アダルトビデオに関連する業界団体による、業界の健全化と透明性の向上に向けた取組
- アダルトビデオの出演者等の同業者団体による、人権擁護、業界の健全化に向けた取組

V 今後の課題

- 関係各府省庁は、更なる実態把握を始め、以下の各課題について検討を行い、着実に実施。
- 現在悩み苦しんでいる被害者の支援及び今後の新たな被害者を生まない観点も踏まえ、各課題に係る施策のうち、速やかに取り組む必要がある又は取り組むことができるものについては、相互に連携し、スピード感を持って対応。
- 更なる実態把握その他の各課題に係る施策の進捗状況等を踏まえ、法的対応も含め、被害の予防及び回復に向けた必要な対策について検討する必要。当専門調査会では、随時、進捗状況のフォローアップを実施。

《今後の課題》

① 更なる実態把握

② 取締り等の強化

- ・ 厳正な取締りの徹底
- ・ 若年層の性的な暴力の被害に係る取組状況の把握と情報の共有の推進
- ・ 被害者の補導、適切な保護及び支援の推進

③ 教育・啓発の強化

- ・ 児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進
- ・ 被害者やその関係者に届く情報発信、広報啓発等
- ・ 家庭や学校に対する支援
- ・ 社会全体や各地域に対する啓発

④ 相談体制の充実・強化

- ・ 相談窓口の周知、環境整備
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・ 相談・支援体制の在り方の検討
- ・ 相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築

⑤ 保護・自立支援の取組強化

- ・ 若年層やその家族への支援
- ・ 婦人保護事業の在り方の見直し
- ・ 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進
- ・ 中長期的な支援の在り方について検討

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です！

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭ったりする問題が発生しています。特に4月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、**4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。**

こうした問題に関する政府の情報サイトが開設されています。もし、困っている場合は、下記URLを参照いただくとともに、最寄りの警察署の他、裏面にある相談窓口にご連絡してください。



いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



●JKビジネスの被害事例

「JKビジネス」店で稼働する被害者（女子高校生）に対して、客が支払うコース料金のお半を店側が徴収しつつ、遅刻、無断欠勤には罰金を科して管理するなど、裏オプションとして性交等を行なわなければ金を稼げない状況にして、客と性交等を行なっていた事例。



●AV出演強要問題の被害事例

アイドルの格好をするコスプレモデルをインターネット上で募集し、連絡してきた被害者（女子高校生）を美容室に連れて行きヘアセットをした後に、撮影スタジオに連れて行き、身分証明書を持たせた姿を撮影。更に「実技OKです」等と書かされた上でAV出演を強要。

被害者（女子高校生）が出演を拒否すると「美容代金を返せ。弁護士がいる。大変なことになるぞ。」などと迫り、AVに出演させられた事例。



文部科学省

お問い合わせ

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 男女共同参画学習室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 電話：03-5253-4111（内線 3073） FAX：03-6734-3719

相談窓口一覧

警察相談専用電話

連絡先 ☎ **#9110** (最寄りの警察署でも受付可)

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・境遇などに配慮しながら相談に対応。

日本司法支援センター（法テラス）

連絡先

1 法テラス・サポートダイヤル (IP電話)
☎ **0570-078374** 03-6745-5600

2 多言語情報提供サービス
☎ **0570-078377**

対象：外国語を話される方
(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語)

3 全国の法テラス事務所（法テラス・サポートダイヤル又はウェブサイトで最寄りの事務所を御確認ください）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介。

違法・有害情報相談センター

連絡先 インターネット上の相談フォーム
URL: <http://www.ihaho.jp/>



インターネット上の違法・有害情報に関する相談について、アドバイス等をメールで行う相談窓口。(総務省支援事業)

子どもの人権110番（法務局）

連絡先 ☎ **0120-007-110**

子どもの人権問題に関する相談窓口。人権侵害の疑いのある事案について、関係機関と連携するなどして、被害の救済を図る。

児童相談所

連絡先 ☎ **189** ※最寄りの児童相談所につながります。

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する家庭、その他から、子どもが有する問題等について相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

女性の人権ホットライン（法務局）

連絡先 ☎ **0570-070-810**

女性の人権問題に関する相談窓口。人権侵害の疑いのある事案について、関係機関と連携するなどして、被害の救済を図る。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口

連絡先 性犯罪被害相談電話全国共通番号

☎ **#8103** (ハートさん)

URL: <https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>



性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103）を導入したもの。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。

その他

上記の相談窓口に加え、以下の機関等でも相談が可能です。

婦人相談所

連絡先 最寄りの自治体にお問い合わせください。

各都道府県に設置。要保護女子への相談対応や一時保護等の他、配偶者からの暴力・ストーカー・人身取引等の被害者への支援を実施。

女性センター

(男女共同参画センター等)

連絡先 それぞれの女性センターにお問い合わせください。

女性に対する暴力を始め、女性が抱える様々な問題に関する情報提供や相談対応等の支援を実施。(施設によって対応内容が異なります。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。)

総合労働相談コーナー

連絡先 各都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

あらゆる労働問題への相談にワンストップで対応。労働関係法令違反が疑われる場合は行政指導等の権限を持つ部署に取り次ぐ。